

## 船舶事故調査報告書

平成26年7月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年7月22日（月） 23時10分ごろ
発生場所	石川県金沢港西北西方沖 石川県金沢市所在の金沢港金石西防波堤灯台から真方位301° 3.8海里付近 （概位 北緯36°38.4′ 東経136°30.8′）
事故調査の経過	平成25年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 <sup>かいりゅう</sup> 海龍丸、4.88トン 291-22120石川、個人所有 11.00m (Lr) × 2.33m × 0.82m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、昭和52年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年7月4日 免許証交付日 平成25年5月27日 （平成30年7月3日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	ガイドローラー及びガイドが破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人及び手伝いとして船長の家族1人を乗せ、金沢港西北西方沖の釣り場において、船首からパラシュートアンカー（以下「パラアンカー」という。）を入れ、遊漁を行っていたが、帰ろうとしてパラアンカーを揚収するため、船長が、パラアンカー揚収用ロープ（以下「本件ロープ」という。）を左舷側中央部のブルワークに設置しているガイドローラーから船橋左舷側のガイドに通し、ガイド後方のドラムに反時計回りに3回巻いて巻揚げを開始した。 船長は、ドラムの後方で本件ロープを約20m手繰り寄せた際、ガイド付近からミシミシという異音が聞こえたので、ドラム正面付近に移動してガイドを左足で押さえていたところ、ガイドローラー及びガイドが破損し、平成25年7月22日23時10分ごろ、緊張した口

	<p>ープが左足に当たった上、左足がドラムと本件ロープとの間に挟まれた。</p> <p>船長は、絡んだ本件ロープにより、左足がねじれ、体も3回転して通路に当たったものの、ドラムの停止スイッチを押した。</p> <p>船長は、携帯電話で友人に救急車の手配を依頼し、釣り客の1人は船長の応急措置を行い、残りの釣り客が協力してパラアンカーを引き揚げ、船長の家族が操船して金沢港金石地区に帰った。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、左足開放骨折、両膝関節脱臼等と診断された。</p> <p>(写真1 左舷側、写真2 ガイドローラー及びドラム、写真3 ガイド及び発停スイッチ 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船長は、本船でいつも使用しているパラアンカーが破れて修理中であつたので、友人からパラアンカーを借り、本事故当日、初めて使用し、パラアンカーを投入した際、いつもより大きく、本船のサイズからして大き過ぎると思った。</p> <p>船長は、通常時、パラアンカーを揚収する際、手で引き揚げていたが、本件ロープが強く張っていたので、ドラムを使用して揚収することとした。</p> <p>船長は、今まで、錨やパラアンカーをドラムで揚収していた際、ガイド付近から異音が聞こえたことはなく、ガイドが破損するとは思わなかった。</p> <p>本事故前には、ガイドローラー及びガイドに不具合はなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、波による船体動揺はなかった。</p> <p>本船は、作業灯及び集魚灯を点灯していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は金沢港西北西方沖でパラアンカーの揚収作業中、船長が、本件ロープをドラムに反時計回りに3回巻いて巻き揚げていたところ、ガイドローラー及びガイドが破損したことから、緊張したロープが左足に当たった上、左足がドラムと本件ロープとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が金沢港西北西方沖でパラアンカーの揚収作業中、船長が、本件ロープをドラムに反時計回りに3回巻いて巻き揚げていたところ、ガイドローラー及びガイドが破損したため、緊張したロープが左足に当たった上、左足がドラムと本件ロープとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船体の大きさに適合したパラアンカーを使用すること。</li><li>・ ドラムを使用してロープ類を巻き揚げる場合、巻揚げ中の強く張ったロープには近づかず、異音等が生じた際には、無理に巻き揚げず、直ちに停止すること。</li></ul>
-----------	---

写真1 左舷側



写真2 ガイドローラー及びびドラム



写真3 ガイド及び発停スイッチ

